

◎保険給付の内容

療養補償給付	労災事故で負傷した労働者の療養の給付（治療費）。治療の全額。
休業補償給付	休業4日目から、休業1日につき「給付基礎日額の80%」（労働者は3ヶ月の平均賃金額）（特別加入者は日額の80%）が支給されます。
傷害補償年金	療養開始後1年6ヶ月経過後、傷病が治っておらず、厚労省令で定める傷病等級第1級から第3級に該当する場合。
障害補償年金	治療後、障害が残った場合で、第1級（313日分）から第7級（131日分）に該当する場合。年金として支給。
障害補償一時金	治療後、障害が残った場合で、第8級（503日分）から第14級に該当する場合。一時金として1回のみ支給。
障害特別支給金	その他にも、遺族補償給付・傷病補償年金・葬祭料・介護補償給付があります。

※通勤途上の災害も、補償されます。

※労災が発生したら、まず病院で治療を受けてください。

その後、すぐに組合までご連絡ください。